





令和5年7月28日 留萌開発建設部

留萌川河川敷地の樹木希望者を公募します!

~河川敷地内の樹木の有効活用のために~

留萌開発事務所では、河川敷地内の樹木の有効活用を目的として、伐採した樹木を燃料やストーブ、アウトドアの薪などとして活用していただける企業、団体及び住民の方を広く募集する「公募型樹木配布」(無償配布)を下記のとおり試行します。

河川敷地内の樹木等の伐採は、河川を維持管理するために必要な作業ですが、伐採と伐採木の 処分に費用がかかることが課題となっています。

そこで、「公募型樹木配布」により希望者に伐採木を活用していただき、木材資源の有効活用 と伐採の処分費用の縮減を図るものです。

なお、本試行により配布する樹木については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用、加工及び販売などをすることができます。

記

1 募集期間 令和5年8月 1日(火)~令和5年 8月31日(木)

2 配布期間 令和5年9月11日(月)~令和5年10月31日(火)

3 配布場所 留萌市潮静町3丁目 ※別添「箇所図」を御参照ください。

4 応募方法 参加者募集要項(別紙)を御参照の上、応募様式を8月31日(木)までに 郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法で送付してください。

【応募先】郵 送:〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛

メールアドレス: hkd-rm-kaizi-kasen@nyb. mlit. go. jp

FAX: 0164-43-8574

※募集に関する詳細・応募様式は、当部ホームページに掲載するとともに、留萌開発事務所でも配布しております。

(ホームページURL: http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/rumoi kaihatu/dfvnau0000005xzp.html)

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

留萌開発事務所 河川課長 沼田 英治 (電話 0164-42-3132)

課員 庄司 祐樹 (電話 0164-42-3132)

留萌開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/ 公式ツイッターTwitter アカウント @mlit hkd rm



留萌川公募型樹木配布試行への参加者募集要項

令 和 5 年 7 月 2 8 日 留萌開発建設部留萌開発事務所

留萌開発事務所では、河川内の樹木の有効活用を目的として、伐採した樹木をバイオマス 燃料やストーブ、アウトドアの薪などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条 件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木配布」(無償配布)を試行します。

本試行により配布した樹木については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用、加工及び販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し、期日までに応募してください。

【応募要領】

1 応募方法

公募型樹木配布の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、8月31日(木)までに郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法で以下の宛先まで送付してください。

応募先

郵 送:〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛

メールアドレス: hkd-rm-kaizi-kasen@nyb. mlit. go. jp

F A X: 0164-43-8574

2 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ)公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 二) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3 樹木採取の概要

イ) 配 布 期 間: 令和5年9月11日(月)~令和5年10月31日(火)

口) 配布 予定場所: 留萌市潮静町3丁目

ハ) 主 な 樹 種:ヤナギ類が主体(直径5cm~15cm程度、長さ1m程度)

4 樹木採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木配布の効果(配布量や時期などを勘案) や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。なお、 選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5 その他

- イ)応募様式への記載内容(応募資格や樹木の運搬方法)などを確認するため、 直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ)試行への参加者として選定された場合には、配布に先立ち採取方法や作業工程等について留萌開発事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、留萌開発事務所の担当者から連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 二)本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ホ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課

〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

電 話:0164-42-3132

F A X: 0164-43-8574

応募様式

令和5年	月	日
------	---	---

留萌開発建設部 留萌開発事務所長

応募者 住所 〒

氏名又は代表者名(会社名)()

令和5年7月28日付けで公募された、河川敷地内の樹木配布について応募します。

記

1. 希望量

トラック (t) _____台分 軽トラ ____台分 乗用車 (車種: _____) ____台分 その他

※積込作業は採取者自身でお願いします。

2. 配布樹木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

□ 薪ストーブ

□ その他の目的(

3. 採取希望日

採取希望日 : 月 日 午前・午後 時から 時を希望

)

	連絡先 (携帯可)	:			<u>-</u>		
	緊急連絡先	:			<u>-</u>		
	FAX	:			<u>-</u>		
	メールアドレス	:			_		
	なお、FAX、メー	ールアドレ	スは、ある場	合のみ記載			
5.	公募配布の応募資格	各について	、該当箇所に	すべてチェッ	ク☑を記載		
]過去3年間に河川	法に基づく	く許可を受けた	た者のうち著し	く不誠実な行為の	めった者では	はない
] 公募期間中におい	て、予算を	央算及び会計会	今 (昭和22年	三勅令第165号)		
	第70条又は第7	1条の規定	に該当すると	して、指名停	止等を受けている	者ではない。	
] 公募期間中におい	って、会社更	更生法に基づる	き更生手続開始	台の申立てがなされ	ている者、	
	又は民事再生法に	基づき再生.	手続開始の申	立てがなされ	ている者ではない。		
]直近1年間の税を	滞納してい	いる者ではない	\ o			
] 警察当局から、暴	*力団員が多	実質的に経営る	を支配する業績	育又はこれに準ずる	ものとして、	
	国土交通省発注工具	事等からの	排除要請があ	り、当該状態	が継続している者~	ではない。	
							以上

4. 応募者の連絡先

配布予定場所 箇所図 留萌川左岸 KP5. 0付近(留萌市潮静3丁目)



配布予定場所 写真 留萌川左岸 KP5.0付近(留萌市潮静3丁目)

